



## 国民年金保険料の免除・納付猶予の申請について

### 4月から、さかのぼって免除等が申請できる期間が拡大されます

現在(平成26年3月まで)、免除等が申請できる期間は、平成25年度分(平成25年7月～平成26年6月)の1年間です。



平成26年4月から法律が改正され、申請時点から2年1ヶ月前までの期間について、さかのぼって免除等を申請できるようになります。具体的には、次の表の平成23年度分、平成24年度分について4月以降に、あらためて免除等を申請することができるようになります。

#### 【免除等の申請可能期間と前年所得の関係】 ※平成26年4月時点

	免除等の申請が可能な期間	審査の対象となる前年所得
平成23年度分	平成24年3月～24年6月	平成22年中所得
平成24年度分	平成24年7月～25年6月	平成23年中所得
平成25年度分	平成25年7月～26年6月	平成24年中所得
平成26年度分	平成26年7月～27年6月(注1)	平成25年中所得

(注1) 平成26年度分は、平成26年7月になってから申請ができます。

#### 申請時の注意点

##### 1. 年度ごとに申請書の提出が必要です。

1枚の申請書で申請できるのは7月から翌年6月までの1年度分です。複数年度の申請を希望される場合は年度ごとの申請書の提出が必要です。

##### 2. 過去の所得で審査します。

申請する年度に対応する前年所得(上の表のとおり)に基づき審査を行います。また、世帯主や配偶者がいる方は、世帯主や配偶者の所得審査がありますので、ご本人の所得が少ない場合でも免除等が承認されない場合があります。

※若年者納付猶予については、世帯主の所得審査はありません。

##### 3. 平成26年4月以降、すみやかに申請してください。

過去分の免除等の申請は、申請が遅れると次のとおり申請できる期間が短くなります。

平成26年4月に免除等を申請 → 平成24年3月まで申請が可能

平成26年5月に免除等を申請 → 平成24年4月まで申請が可能

**<お願い>** 平成26年4月から、2年1ヶ月前までの期間について免除等の申請ができるようになりますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合があります。免除等の申請は、毎年7月～8月までの間にすみやかに申請していただきますようお願いいたします。

### 失業等の特例免除の対象期間も拡大されます

災害や失業等を理由とした免除(特例免除といいます)は、前年所得が多い場合でも所得にかかわらず災害や失業等のあった月の前月から免除が受けられますが、申請時点の前年4月以降に失業等の事由が発生していることが条件となっています。



平成26年4月から特例免除の条件が改正され、次の表のとおり、さかのぼって特例免除を申請できるようになります。(申請時には、災害による被害額や失業等の証明書類が必要となります。)

#### 【特例免除の申請が可能な期間(平成26年4月～) ※平成26年4月に申請する場合

災害・失業等の事由が発生した年(注2)	特例免除の申請が可能な期間
平成22年(1月～12月)	平成24年3月～平成24年6月
平成23年(同上)	平成24年3月～平成25年6月
平成24年(同上)	失業等の前月～平成26年6月
平成25年(同上)	失業等の前月～平成27年6月

(注2) 失業した日は離職日の翌日です。12月31日に離職したときは翌年が失業等の事由が発生した年となります。

**<お問い合わせ先> 苫小牧年金事務所 国民年金課 電話 0144-36-6135**



**ストップ・ザ・交通事故死！**  
—めざせ 安全で安心な 北海道—

**日高町の交通事故件数**

○発生件数	.....	3件
○死者数	.....	1人
○傷者数	.....	2人

2014年3月31日現在

町民一人ひとりが交通マナーを守り、  
交通事故のない社会を目指しましょう。

☆歩行者事故が続発！

- 雪道からの開放感で油断していませんか？

☆行楽期に向けて速度の出し過ぎ＝重大事故＝

- スピードの怖さを知ってください  
・・・速度が2倍になると衝撃は4倍になります。
- 低速ならはっきり見えても  
・・・速度が上がると認識できる範囲が狭くなります。

☆安全運転はみんなの願い

- 車も自転車も歩行者も交通ルールを守り、飲んだら乗らない！  
乗るなら飲まない！  
運転者はマナーを守り、少しでも歩行者の立場に立ち安全運転に努めましょう。



4月7日富川小学校新入学児童  
交通安全啓発

☆自転車は安全ルールを守って、楽しく乗ろう！

**日高地区交通災害共済に加入しましょう**

＝年額500円で、3万円から80万円の見舞金＝（1日以上通院日数より支給されます。）

- 共済の目的 日高管内の住民が、交通事故により災害を受けた場合、これを救済し、住民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的としています。
- 加入できる人 日高管内の住民登録をしている方はどなたでも加入できます。
- 会費 1人年額500円です。（途中加入する場合も同じ）
- 共済期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日
- 加入奨励金 各自治会等が取りまとめた、団体加入に対して加入奨励金(1人×50円)が交付されます。
- 加入方法 加入申込書に住所・氏名等を記入し、役場住民課、総合支所地域経済課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所へお申し込みください。

◎ 日常生活の中で交通安全を考え実践しましょう。

毎月15日は道民交通安全の日  
交通事故抑止7大セーフティーキャンペーン

1. 高齢者事故防止
2. 自転車走行ルール・マナーアップ
3. シートベルト全席着用
4. スピードダウン
5. 飲酒運転根絶
6. 居眠り運転防止
7. デイ・ライト実践

◇デイ・ライトで安全運転  
昼間のライト点灯に協力を！

〈昼間点灯効果〉

- ◎自らの安全意識が高まる
- ◎遠くからでも確認されやすい
- ◎ドアミラー等を通して確認されやすい
- ◎雨や曇りの日は特に目立つ